

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社オカムラ			コード	7994
提出日	2025/6/4	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	独立役員の属性・選任理由の説明の更新を行うため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	伊藤 裕慶	社外取締役	○										△					有
2	狩野 麻里	社外取締役	○										△					有
3	上條 努	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
4	菊地 美佐子	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
5	水本 伸子	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
6	丹保 人重	社外取締役	○										△					有
7	岸上 恵子	社外監査役	○													○		有
8	宮崎 信太郎	社外監査役	○										○				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	伊藤裕慶氏は、当社製品の販売及び不動産の賃貸借等について当社との間に通常の取引関係を有している三菱地所株式会社の元代表取締役専務執行役員及び三菱地所リアルエステートサービス株式会社の元代表取締役社長であります。当該取引の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の伊藤裕慶氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
2	狩野麻里氏は、当社の資金借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）のミラノ支店長を務めておりましたが、2014年9月に退職しており、退職後経過した期間、現在の同氏と株式会社三菱UFJ銀行との関係、借入金の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の狩野麻里氏は、世界各地に展開する金融機関での勤務や大学での国際交流等を通じて培った豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
3	上條努氏は、当社製品の販売について当社との間に通常の取引関係を有しているサッポロホールディングス株式会社の元取締役会長であり現在は名誉顧問であります。当該取引の金額の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の上條努氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
4	菊地美佐子氏は、当社製品の販売について当社との間に通常の取引関係を有している三井物産株式会社の元環境・社会貢献部長であり、同社関係会社である三井物産フォレスト株式会社の元代表取締役社長であります。当該取引の金額の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の菊地美佐子氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
5	水本伸子氏は、当社製品の販売について当社との間に通常の取引関係を有している株式会社IHJの元取締役常務執行役員であり、同社の元顧問であります。当該取引の金額の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の水本伸子氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
6	丹保人重氏は、当社製品の販売について当社との間に通常の取引関係を有している三井住友海上火災保険株式会社の元常務執行役員であり、同社関係会社である三井住友海上あいおい生命保険株式会社およびMSK保険センター株式会社の元代表取締役社長であります。当該取引の金額の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の丹保人重氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
7		社外監査役の岸上恵子氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かして頂くため、社外監査役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
8	宮崎信太郎氏は、当社製品の販売について当社との間に通常の取引関係を有している株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の代表取締役専務であります。当該取引の金額の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外監査役の宮崎信太郎氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かして頂くため、社外監査役として選任しております。また、同氏には、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。

4. 補足説明

株式会社オカムラ（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、各社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の要件のいずれにも含まれないと判断される場合に、当該各社外役員が独立であるものとみなします。

＜社外役員独立性判断基準＞

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行取締役及び使用人（以下「業務執行者」という）。また、最近３年間ににおける業務執行者。
2. 当社の現在の大株主（注１）又はその業務執行者。また、最近３年間ににおいてこれらに該当する者。
3. ①当社の主要な取引先（注２）（販売先）又はその業務執行者。また、最近３年間ににおいてこれらに該当する者。
②当社の主要な取引先（注２）（仕入先）又はその業務執行者。また、最近３年間ににおいてこれらに該当する者。
③当社の主要な借入先（注３）又はその業務執行者。また、最近３年間ににおいてこれらに該当する者。
4. 当社から過去３年平均にて役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家。
5. 当社から過去３年平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者。
6. 近親者（配偶者及び二親等内の親族をいう）が上記１から５までのいずれかに該当する者（但し、業務執行者については、重要な（注４）者に限る）。
7. その他、上記にて考慮されている事由以外の事由で、当社的一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

注１：「大株主」とは、当社株式に係る議決権を１０％以上保有する株主をいう

注２：「主要な取引先」とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、過去３事業年度における年間平均取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の２％を超えるものをいう

注３：「主要な借入先」とは、当社の借入金残高が直近事業年度末において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう

注４：「重要」とは役員・本部長・部長クラスの者をいう

※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※２ 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※４ a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※５ 独立役員の選任理由を記載してください。